

## ○放置違反金の納付命令等に関する事務処理要領

〔令和 8 年 5 月 14 日付け交指乙達第 42 号〕  
警察本部長から関係所属長あて

別添

### 放置違反金の納付命令等に関する事務処理要領

#### 第 1 目的

この要領は、放置違反金の納付命令及びこれに伴う放置違反金の収納手続について、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。）、道路交通法施行令（昭和 35 年政令第 270 号）、道路交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号）及び石川県放置違反金に係る納付、督促、滞納処分及び延滞金の徴収等に関する規則（平成 18 年石川県公安委員会規則第 5 号。以下「放置違反金徴収規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

#### 第 2 用語の定義

##### 1 放置車両確認標章

放置車両確認標章とは、警察署長が警察官等に違法駐車と認められる場合における車両であって、その運転者がこれを離れて直ちに運転することができない状態にあるもの（以下「放置車両」という。）の確認をさせ、当該車両に取り付けさせることができることとされた標章のことであり、当該確認をした旨及び車両の使用者が放置違反金の納付を命ぜられることがある旨を告知するものをいう。

##### 2 放置違反金納付命令

公安委員会は、警察署長から、車両に放置車両確認標章を取り付けさせた旨の報告を受けた場合、当該報告に係る車両を放置車両と認めるとき、当該車両の使用者に対し、放置違反金の納付を命ずることをいう。

##### 3 放置駐車違反管理システム

放置車両及びその使用者に関する情報を集中的に管理するとともに、都道府県公安委員会及び国土交通大臣に対して関連情報を通報・通知することにより、効率的かつ効果的な駐車対策を推進するために構築されたシステムをいう。

##### 4 車両の使用者

車両を使用する権原を有し、車両の運行を支配し管理する者をいう。

##### 5 弁明の機会の付与

放置違反金の納付命令をしようとするとき、当該車両の使用者に対し、あらかじめ、当該放置違反金納付命令の原因となる事実並びに弁明書の提出先及び提出期限を書面で通知し、相当な期間を指定して、当該事案について弁明書及び有利な証拠を提出する機会を与えることをいう。

## 6 放置違反金に相当する金額の仮納付

弁明通知を受けた者が、弁明書の提出期限までに放置違反金に相当する金額を仮に納付することをいう。

なお、仮納付は、分割して行うことができない。

## 7 報告徴収

法第 51 条の 5 に規定する車両の使用者、所有者その他関係者に対し、当該車両の使用に関し必要な報告又は資料の提出を求めると及び官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることをいう。

## 第3 弁明の機会の付与

### 1 弁明通知書を発出する場合

交通指導課長は、警察署長から、車両に放置車両確認標章を取り付けさせた旨の報告を受けた場合、事案を審査の上、当該車両が放置車両の要件に該当すると認められる場合で、かつ、当該事案について運転者が反則金を納付せず、又は公訴を提起されず若しくは家庭裁判所の審判に付されていない場合に、当該事案について放置違反金徴収規則第 3 条に定める弁明通知書を発出するものとする。この場合、弁明通知対象者リストを放置駐車違反管理システムより作成して弁明通知書発出の決定を行うものとする。

### 2 弁明通知書の発出時期

- (1) 交通指導課長は、放置車両確認標章を取り付けた日の翌日から起算しておおむね 3 日以内に運転者が自ら出頭しない場合は、弁明通知書の発出を行うこととする。ただし、違反行為について運転者（少年（送致の時点で成人とならない見込みの者に限る。以下同じ。）を除く。）に反則告知をした場合にあっては、当該運転者が反則金を仮納付することができなくなる期間及び当該仮納付の有無を確認するのに必要な期間（告知の日からおおむね 15 日間）は、弁明通知書の発出を保留するものとする。
- (2) 非反則者である運転者を交通切符等により検挙した場合で出頭の日時を指定した場合にあっては、当該運転者が正当な理由がなく指定された出頭日に出頭せず、その後も出頭する見込みがない場合に、弁明通知書の発出を行うものとする。

また、遠隔地に居住する非反則者である運転者を検挙した場合等で出頭の日時を指定しない場合は、直ちに、弁明通知書の発出を行うものとする。
- (3) 少年である運転者に対し反則告知又は交通切符等による検挙をした場合は、当該運転者が反則金を納付するか、又は家庭裁判所に送致されて、その審判に付されることとなり、放置違反金納付命令を行うことはできないことになるので、弁明通知書の発出を行うことなく、放置違反金納付命令に係る手続を打ち切るものとする。

### 3 弁明通知書の発出方法

- (1) 弁明通知書の発出は、原則として、自動車検査証に記載（自動車登録ファイル等に登録）された車両の使用者にあて、普通郵便により行うものとする。ただし、自動車検査証に記載された車両の使用者以外の者が実際の使用者であることが判明している場合にあつては、当該実際の使用者にあてて、これを行うものとする。
- (2) 総排気量 125cc 以下の自動二輪車、原動機付自転車及び小型特殊自動車については、市区町村に車両使用者等照会書（別記様式第 1 号）により照会して使用者を調査の上、弁明通知書を発出するものとする。
- (3) 発出した弁明通知書が返戻された場合は、使用者の所在について所要の調査を行った上で、再度送付するものとする。この場合、市町村への身上調査照会書（別記様式第 2 号）により行うものとする。

なお、所要の調査にもかかわらず、使用者の所在が判明せず、弁明通知書を送付できない場合は、法第 51 条の 4 第 7 項の規定に基づき、放置違反金徴収規則第 11 条に規定する弁明通知公示送達書をインターネットにより不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くなどの措置（以下「公示」という。）をするものとする。

### 4 弁明書の提出期限

弁明書の提出期限は、弁明通知書の発出する日の翌日から起算して 14 日以内の日を指定するものとする。返戻された弁明通知書を再度送付する場合及び公示により弁明通知を行う場合にあつては、改めて提出期限を指定するものとする。

### 5 弁明通知書の記載事項及び納入通知書その他の書類

弁明通知書には、弁明通知書の番号及び放置違反金に相当する金額を記載し、弁明通知書の番号は、当該事案に係る違反番号と同一とするものとする。

弁明通知書の発出に当たっては、放置違反金徴収規則第 4 条に定める仮納付に係る納入通知書並びに車検拒否制度及び車両の使用制限命令制度について説明する書面（別記様式第 3 号）を同封するものとする。

### 6 弁明審査

交通指導課長は、弁明書が提出された場合、所要の事実調査等弁明審査を行うものとする。この場合、事実調査を行う上で必要がある場合は、法第 51 条の 5 に定める報告徴収権限を積極的に活用するものとする。

### 7 公示による放置違反金納付命令

弁明通知書の発出後、弁明書の提出期限までに放置違反金に相当する金額の仮納付がされた場合における放置違反金納付命令は、道路交通法施行規則に定める放置違反金公示納付命令書を公示することにより行なうものとする。

## 第 4 放置違反金納付命令

## 1 放置違反金納付命令の決定

交通指導課長は、弁明審査の結果、放置違反金納付命令を行うことが適当と認められる場合、又は提出期限までに弁明書が提出されない場合には、放置違反金納付命令対象者リストを放置駐車違反管理システムより作成して、納付命令を決定する手続を執るものとする。

## 2 書面による放置違反金納付命令

- (1) 弁明通知書の発出後、弁明書の提出期限までに放置違反金に相当する金額の仮納付がされていない場合における放置違反金納付命令は、放置違反金徴収規則第2条に規定する放置違反金納付命令書により行うものとする。
- (2) 放置違反金納付命令書等の発出は、放置違反金徴収規則第2条に規定する納入通知書を同封の上、放置違反金納付命令を受けるべき車両の使用者にあてて、普通郵便により行うものとする。

なお、使用者の所在が不明である場合、又は発出した放置違反金納付命令書等が返戻された場合は、使用者の所在について第3、3、(2)及び(3)に準じて所要の調査を行った上で、送付するものとする。

また、所要の調査にもかかわらず、使用者の所在が判明せず、放置違反金納付命令書を郵便により送付できない場合は、放置違反金徴収規則第11条に規定する放置違反金納付命令公示送達書を公示するものとする。

## 3 放置違反金納付命令を行う時期

交通指導課長は、放置車両確認標章を取り付けた日の翌日から起算して30日を経過した日以降、できるだけ速やかに放置違反金納付命令の手続を執るものとする。ただし、当該違法駐車行為について運転者が反則金を納付している場合、又は公訴を提起され若しくは審判に付された場合はこれを行わないこととするほか、当該違法駐車行為をした運転者に反則告知等をしている場合の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 運転者に反則告知をしている場合

当該運転者が反則金を納付することができる期間及び当該納付の有無を確認するのに必要な期間（通告後おおむね15日～20日間）の経過を待って、放置違反金納付命令を行うものとする。

当該期間内に反則金の納付が確認できない場合は、立証状況に照らし公訴提起が確実と見込まれる事案に限り、手続を保留することとし、不起訴が見込まれる事案については、運転者の送致と平行して、放置違反金納付命令を行うものとする。この場合において、放置違反金納付命令を行った後、当該事案について公訴が提起されたことを確認した場合は、放置違反金納付命令の取消し手続を執るものとする。

なお、通告を受けるべき者の所在が不明である等の理由がある場合は、通告を行うことなく、放置違反金納付命令を行うこととする。

(2) 非反則者である運転者を交通切符等により検挙している場合

出頭の日時を指定した場合において、当該運転者が指定された出頭日に出頭しなかった場合は、後日の出頭及び公訴提起が確実と認められる場合を除き、放置違反金納付命令を行うものとする。この場合においても、放置違反金納付命令を行った後、当該事案について公訴が提起されたことを確認した場合は、放置違反金納付命令の取消し手続を執るものとし、また、遠隔地に居住する非反則者である運転者を検挙し、出頭の日時を指定しなかった場合にあっては、原則として、放置違反金納付命令の手続を保留することとし、当該運転者が不起訴となったことが確認された後に、放置違反金納付命令を行うものとする。

(3) 少年である運転者に反則告知をし、又は交通切符等により検挙している場合

送致時点で成人に達する見込みがない少年は、放置違反金納付命令を行うことなく、手続を打ち切るものとするが、送致時点で成人に達する見込みのある少年については、成人と同様の手続を継続するものとする。

4 放置違反金納付命令を行わない場合の通知及び仮納付された放置違反金に相当する金額の返還

(1) 弁明通知書の発出後、弁明書の提出期限までに放置違反金に相当する金額の仮納付がされた場合において、当該仮納付をした者について放置違反金納付命令をしないこととしたときは、放置違反金徴収規則第5条に定めるところにより行うものとする。

(2) 弁明通知書の発出後、弁明書の提出期限までに放置違反金に相当する金額の仮納付がされない場合において、弁明の容認その他の事情により、放置違反金納付命令を行わないこととするときは、通知等の手続は要しないものとする。

5 放置違反金納付命令の取消し及び納付された放置違反金等に相当する金額の還付  
法第51条の4第16項の規定により放置違反金納付命令を取り消す場合は、放置違反金徴収規則第10条に定めるところにより行うものとする。

6 放置違反金の納入通知書

放置違反金の弁明通知書及び納付命令書並びに督促状に同封される納入通知書の発行手続は、放置駐車違反管理システムにより行うものとする。

第5 督促、滞納処分

1 滞納管理

放置違反金制度が駐車違反防止の実効をあげるため、公安委員会が納付を命ずる放置違反金は確実に納付され、又は徴収する必要がある。このため、交通指導課長は、法及び放置違反金徴収規則第6条に定めるところによる督促のほか、催促を効

果的に行うなどの適切な滞納管理を行い、放置違反金等の効果的徴収に当たるものとする。

## 2 督促

督促状の発出時期及び納期限並びに延滞金の徴収については、放置違反金徴収規則に定めるところによるが、督促は、滞納処分的前提となるだけでなく、延滞金の徴収並びに車検拒否の前提となるものであるから、放置違反金納付命令を受けた者が納期限までに放置違反金を納付しないときは、速やかに督促状を発出するものとする。

## 3 滞納処分

滞納処分は、督促及び催促によっても任意の納付に応じない者に対し、督促状を発した日から10日を経過した場合に、放置違反金徴収規則の定めるところにより行うことができるものとする。

なお、滞納処分の手続等については、別に定めるところにより行うものとする。

## 第6 国家公安委員会への報告等

### 1 報告

交通指導課長は、次に掲げる場合は当該車両の使用者の氏名及び住所、当該車両の番号標の番号、放置違反金納付命令等の年月日、放置違反金納付命令に係る弁明通知書の番号等を国家公安委員会に報告しなければならない。

- (1) 放置違反金納付命令をしたとき。
- (2) 督促をしたとき。
- (3) 納付命令を取り消したとき。
- (4) 放置駐車関係使用制限命令をしたとき。
- (5) 車両の使用者が放置車両関係使用制限命令に違反したとき。

### 2 放置違反金納付命令に対する不服申立て

放置違反金納付命令は、公安委員会が行う処分であり、放置違反金納付命令に対する不服申立ては、公安委員会に対する審査請求が認められることとなる。

## 第7 報告徴収等

1 法第51条の5第1項に規定する車両の使用人、所有者その他関係者に対する必要な報告又は資料の提出要求については、報告・資料提出要求書（別記様式第4号）により行うものとする。

2 法第51条の5第2項に規定する官庁、公共団体に対する照会は、車両使用者等照会書及び身上調査照会書により行うものとする。

整理番号	第	号
------	---	---

年 月 日

殿

石川県公安委員会

印

### 車両使用者等照会書

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の4の規定の施行のため必要があるので、下記車両番号（標識番号）に関する別紙回答書の項目につき回答されたく道路交通法第51条の5第2項の規定により照会します。

記

番号	車両番号（標識番号）

照会公安委員会の所在地	〒920-8553 石川県金沢市鞍月1丁目1番地
担当者の課・係名氏	石川県警察本部交通部交通指導課 係
電話番号	(076) 225-0110

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

交指丙第 号  
年 月 日

市 区 町 村 長 殿

石川県警察本部交通部  
交 通 指 導 課 長 印

身 上 調 査 照 会 書

次の者は、下記の規定に基づき身上調査の必要がありますので、別紙事項を調査の上、回答願いたく照会します。

なお、本籍、氏名等に多少の相違がありましても該当すると思われる場合には、準じて調査をお願いします。

また、転籍している場合は該当する市区町村長に回送を、在籍していない場合はその旨を記入の上回答をお願いします。

記

道路交通法 第51条の5第2項に規定する身上照会

本籍(外国人の場合は住所又は居所)			
ふりがな氏名			
生年月日	年	月	日生 (男・女)
外国人登録証明書番号等	年	月登録	(記号) 第 号

回 答 先	所在地	—		
	担当者	課・係 氏名	担当者印	
	電話番号	( ) —		

別紙

年 月 日

石川県警察本部交通部  
交通指導課長 殿

(市区町村長)

印

身上調査回答書

次の者に係る 年 月 日付け第 号の照会について、次のとおり  
回答します。

※本籍（外国人の場合は住所又は居所）			
(ふりがな) ※氏 名			
※生 年 月 日	年 月 日生		
家 族 構 成	氏 名	生年月日	続 柄
備 考			
照会担当者名	係	市区町村取扱担当者	

注：※印欄は、照会担当者において記入します。

別記様式第3号（第3関係）

（車検拒否制度及び車両の使用制限命令制度について説明する書面）

～ 車検拒否制度に関するお知らせ ～

放置違反金の納付命令を受けて、その放置違反金を納付しない場合、法令の規定により、車検拒否の対象となります。

～ 車両の使用制限命令に関するお知らせ ～

同一の車両につき、繰り返し、放置違反金の納付命令を受けた場合、法令の規定により、車両の使用制限を受けることがあります。

別記様式第4号（第7関係）

		整理番号	第	号
		年 月 日		
殿				
石川県公安委員会 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>				
報告・資料提出要求書				
道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の5第1項の規定により、				
次の事項を 年 月 日までに 報告 されたい。				
資料 提出				
報告する事項 提出する資料				
報告 提出を必要と する理由				

- 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。  
2 不要な文字は、削除して使用すること。